

63	63	61	60	59	59	59	58	58	58	58	55	55	55	55	54	54	54	54	50	50	50	48	48	48	47	46	46	46	46	46	45	頁
下	下	上	上	下	上	上	下	下	上	上	下	上	上	上	下	下	上	下	下	下	上	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	段
26	9 ・ 10	13	19	7	27	1	19	15	16 ・ 19	5	7	20	5	1 ・ 11 ・ 20	7 ・ 12 ・ 20	1	18 ・ 20	6	5	18	20(行 内2箇 所)	5	2	8	20	12	11	10	7	10 ・ 11	行	
平国	網野	文服	刀祢	園田	高律	竜	刀祢	網野	講	要素と	彌	已了	立券文が	彌	彌	苛責	彌	官符、国判	26	關係は	彌	と内容	① ⑧	e'	表I	(朱筆合点)	八月廿一日	(合点)六月五日	『勤申	彌	誤	
平安	網野	分脈	刀禰	園田	高津	龍	刀禰	網野	構	要素より	禰	已了	立券文に	禰	禰	苛責	禰	官符・国判	27	關係に	禰	と内容	⑦ ⑧	c'	表I(四八頁)	(墨筆・朱筆合点)	八月廿一日	六月五日	(合点)を削除	『勤申	禰	正
	アミノ										示偏に	已○×已×已		示偏に	示偏に		示偏に	ナカグロに			示偏に						点線の を追加	点線の を追加			示偏に	備考

## 王朝国家期における国衙国内支配の構造と特質

中 込 律 子

はじめに

十世紀初頭の王朝国家体制の成立に伴い、国衙機構はその支配に適合する形への再編を開始し、十世紀末に至り完了した。本稿はこの再編後の国衙の国内支配機構の構造を明らかにし、その過渡的特質を究明しようとするものである。

近年の王朝国家論の盛行に伴い、国衙機構の研究も進展し、受領国司への国内支配権集中の問題を基軸に在庁官人制論が新たに展開された。<sup>(1)</sup>しかし、これらの多くは十世紀における成立の経緯を論ずるものであり、人的構成や制度的系譜から考察するにとどまるものではない点に問題がある。これらが十一世紀以降の国内支配形態の展開について、十一世紀半ばの在庁官人の在地領主化を戦後の通説的見解である国衙機構<sup>(2)</sup>在地領主共同権力機構論<sup>(3)</sup>に依拠して指摘するにとどまっている一因もここにあると考えられる。<sup>(4)</sup>右の様な在庁官人制論は国内支配形態の変化をかえって曖昧にする恐れがある。<sup>(5)</sup>このような動向の中、大石直正氏の郡郷検田所収納所の研究は、

第一に王朝国家体制の基礎となる收取制度である負名体制と即応した機構論を展開したこと、第二には十一世紀半ばの郡郷制の改編が、単位所領の成立・在地領主制の体制的承認<sup>(6)</sup>とは看做し難いことを明らかにされた点、画期的な意味を持つ。入間田宣夫氏も当該期の国使の役割を重視され、鎌倉期の「百姓」支配が荘郷を単位とする領域支配であるのに対し、王朝国家期は国使による一國規模の「百姓」支配体制と把握されている。<sup>(7)</sup>荘園公領制成立過程における国内支配形態及び国衙機構の変化を究明する糸口となるものであろう。両氏の研究は、斉藤利男氏・田村憲美氏らに継承され、在地郡司・刀彌に関して優れた成果が挙げられている。<sup>(8)</sup>しかし、大石氏も含めこれらの研究は、国使・郡郷司在地刀彌などが各々別個に検討され、相互連関に関しては抽象的指摘にとどまる傾向が強い。本稿では、国衙の「所」も含め国使<sup>(9)</sup>・郡郷司各々の職務分掌形態の分析を行うことにより国内支配機構<sup>(10)</sup>の構造を理解し、先の課題に迫りたい。<sup>(11)</sup>

— 一 国支配の統括機構 — 税所・田所・調所 —

当該期の国衙行政が一般に「所」によって分掌されていたことは

『新猿楽記』四郎君の項<sup>(13)</sup>、「朝野群載」卷廿二の國務条々事<sup>(14)</sup>の記載によつて周知に属する。従来の研究により、この「所」が受領国司による国衙機構再編強化の一環として整備されたことが明らかになつており、その根拠として、第一に「所」が十世紀末以降史料に頻出する事実、第二に「所」の構成員が、国司従者として中央より下向した目代（＝所目代）と在地出身の判官代（惣判官代・大判官代等）であり、ともに受領国司への行政権集中（郡司及び任用国司の疎外）に伴い受領国司により設定されたものであること、の二点が挙げられている。しかし、個々の「所」の具体的職務内容は明らかにされていない<sup>(16)</sup>。国内支配関係の「所」を抽出し、その当該期国内支配体制上に果たす役割を検討する必要がある。

史料上散見する「所」のうち右の検討をなしうる「所」は、税所・田所・調所・収納所・検田所・出納所である。法定の機関ではないので、国により「所」の名称と職掌に異なることは充分予想されるが、現存史料を見る限りにおいては異同は殆どなく、分掌形態・構造を明らかにしようと考える。大別して税所・田所・調所の如く国単位で設置される機関と、収納所・検田所の如く国内諸郡郷に派遣された国使（検田使・収納使など）が郡郷司とともに各郡郷において構成する機関があり、各々国内支配に果たす役割を異にする<sup>(17)</sup>。本項は前三者を検討し、検田所・収納所は国使と郡郷司に分け、次項以下で検討する。

### 〈税所〉

税所は永祚三年（二年一九九〇）か二月九日豊後国由原宮々師仙照解の袖の税所丹勘を明確な初見とする。これは国守の命により同宮季供田の済例を勘申するものである。

さて、税所の中心的職掌を最も端的に示す史料を次に掲げる。

[A] 郡郷ノ官物結解作法ハ郡司・郷司・加納田司等、先作結解テ付税

所、税所付目代、目代申国判テ下税所也、国司在京之時ハ加目代判テ下税所、<sup>(19)</sup>

〔異筆〕  
下税所

留守目代中原〔花押〕

〔勘申大判官代紀〔花押〕

目代明法生中原

那許院收納所解 申注進永承三年收納米帳進未勘文事

六月五日（念志）徴符分付糶十石

八月廿一日未帳残九千四百十六束三把六分九毛<sup>(20)</sup>

〔下略〕 〔朱筆合点〕筆者

[A]は結解作成、上申手続の原則、[B]はその実例とみることができ、<sup>(21)</sup>

これらにより税所の職務に国内各郡郷（院）の収納所において作成された結解（進未勘文）のとりまとめ・監査、目代を介した国司への上申、国司与判（又は目代の判）の結解の保管のあったことが知られる。特に史料[B]永承四年作成の紀伊国郡許院永承三年收納米帳進未勘文には、税所による朱筆の合点・勘注が加えられており、税所の監査内容を知ることができる。ここでは最も保存が良く記載内容が完結している乙帳をとりあげ検討する。表Iは乙帳の記載を項目毎に整理し、収納所解本文記載と朱筆部分に税所勘注を対照させたものである。これにより判明する監査方法は、①税所所持及び収納所解副進資料による各細目の照合訂正、②所当・所済額の算出・訂正、③未進額の算出訂正と未進内容の点検、④未進主体不明の未進額（f）の算出、となる。監査資料についてみると、表Iの(a)・(l)・(n)が院

表Ⅱ 税 所 機 能 一 覧

No.	年 月 日	西曆	文 書 名	国名	機 能 (備考)	『平安遺文』 No.
1	永祚 3. 2. 9 (2か)	991 990	豊後国由原宮々師 仙照解	豊後	国司に対する季供田の济例勤申(官物 勘責の訴えによる)	338
2	長保 4.11. 1	1002	伊賀国税所勤申案	伊賀	封戸所济勤文作成	420 429
3	寛弘10. 1. 26	1013	豊後国由原宮々師 如寿解	豊後	国司に対する官物免否に関する勤申 (免除要求による)	469
4	永承 4.	1049	紀伊国郡許院収納 米帳進未勘文	紀伊	院収納所作成の結解の監査	672
5	天喜 4. 3. 27	1056	伊賀国黒田荘工夫 等解	伊賀	(論田の帰属)未済状況を勤申=国使の 行為の正当性主張(庄の刈りとられた 稲返還要求による)	781
6	天喜 4. 6. 29	1056	橘成友起請案	大隅	案文保管カ	804
7	寛治 3. 9. 27	1089	伊賀国税所注申状	伊賀	未進の注進	1279
8	保安 3. 2. 28	1122	"	"	"【斗代相論における副進文書】	1952
9	久安 5. 5. 6	1149	東大寺僧覚仁・伊 賀国目代中原利宗 問注記案	"	郡郷加納田司が作成した結解のとりま とめ、国司(又は目代)への上申	2664
10	嘉応 1.	1169	武蔵国税所注進状	武蔵	茜・紫・小葛代布進未勘文作成	補241

収納所副進の返抄によって細目が照合されたことは大石氏の指摘された通りである。また乙帳作成の前提となっている甲帳は税所が所持したと考えられる(B)。(D)除分の訂正資料については、その細目中に

『二月廿一日御判主遠愁申島三段

穎十一束四把

とあり、税所が院収納所が所持しない国判に関する資料を保管していたことが知られる。(A)の徴符も所当の項であるから税所所持の資料(拿案カ)によるものと考えられる。(e)・(d)の訂正は各々細目に合点がないことから、各御館人・負名の未進額を照合する台帳は税所には存せず、何らかの方法で算出されたことが知られる。更に甲帳・丙帳にみられる平井津納の材木について、その直稲記載の訂正が多く、換算率に関する資料を税所が所持していたものと考えられる。

ここで注目すべき点は、第一に国守が発給する徴符・免判の草案等を国守に直結する賦課把握機関として保管し、所当額を認知していたこと、第二はこれと対照的に各負名の所当・所済及び未進額については、これを照合する資料を持たず、未進総額にのみ留意している事実である。税所の国内賦課・弁済状況の把握は負名レベルには及ばず、郡郷院レベルの総計に止ったこと、負名個々の把握は専ら郡郷院収納所が行ったことが知られる。

以上により税所の中心的機能を明らかにしたと思う。税所は、在地支配の詳細には直接関与せず、国衙にあって国内各郡郷院収納所結解を監査することにより、一国内の所当・済否全般を概括する機能、国内徴税の中核としての役割を有するものであった。

税所の右の機能は他の史料によっても裏づけられる。表Ⅱは平安期の税所機能の判明する史料を整理したものである。先ず税所が国

表 I 永承四年紀伊国郡許院収納米帳進未勘文(乙帳)税所勘注対照表

項目	院収納所解記載(墨書)		税所勘注(朱書)	
	数量(束)	算出方法	数量(束)	監査方法
所 当 定	六月五日徴符分付糶	150.00(A)	(合点のみ)	(保管文書と照合カ)
	八月廿一日未帳(甲帳)残	9416.369(B)	(合点のみ)	(保管文書(甲帳)と照合)
	合除	9566.369(C) = A + B	(合点のみ)	検算
	定	651.816(D) = 細目計	651.756(D')	≡ 細目(訂正)計 (651.726)
	8914.553(E) = C - D (≡ F + G + H) 8914.543		8914.613(E') = C - D' (≡ F' + G' + H')	
所 濟	雑用	324.30(F) = 細目計	316.93(F')	
	進	948.37(G) ≡ a + b (948.38)	948.232(G')	≡ a + b' (948.132)
	国返抄	206.57(a) = 細目計	(合点のみ)	(副進返抄と照合)
	所々納	741.81(b) = i + r + h	741.562(b')	≡ i' + r' + h' (741.762)
	政所納	38.04(i) = 細目計	37.916(i')	= 細目計(副進返抄と照合)
	吉田津納	(239.30)(r) = 細目計	(239.376)(r')	= 細目計
	造宮作所納	464.47(h) = 細目計	(合点のみ)	
未 進	残	7641.873(H) ≡ E - F - G (7641.883)	7649.551(H')	≡ E' - F' - G' (7649.451)
		= c + d + e		(≡ c' + d' + e + f) 7651.557
	御館人	1605.87(c) = 細目計	1605.781(c')	(細目に合点なし)
	民間	4989.709(d) = 細目計	4907.859(d')	(細目に合点なし)
収公田	1046.294(e) = 細目計	—	—	
不足	—	91.623(f)	≡ H' - c' - d' - e (89.617)	

内の複数の郡郷にわたり官物濟否を把握していることが確認できる(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩)。活動内容としては、官物進済に関する相論、官物等の免除申請における国司への勘申が最も多い(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩と内容の⑦も含めうるか)。しかし、残存史料が多いことをもって税所を単なる国司の諮問機関と看做すことは正しくない。勘申内容が全て濟例であることから、一国内の徴税の統轄機関としての恒常的機能にもとづく、副次的機能とするのが妥当であろう。②は通常国難の職掌とされるものであるが、官物中から封戸が納入される点からみれば右の機能に抵触しない。⑩は時期が下り、この史料より郷内支配形態は明らかにならず、当該期の国衙機構と同列に扱うことには躊躇されるが、一國単位の賦課、濟否の把握機能が十二世紀後半の東国にも見られることに注目しておく。

(田所)

田所は康保元年(九六四)九月廿五日大和国山辺郡都介郷刀彌等解案に刀彌の一人として「田所判官代物部」が署名しているものを明確な初見とする。田所の所見のうち、その機能を知りうるものを整理し掲げる(表Ⅲ)。これらを通観して最も特徴的にみられる機能は、所謂免除領田制における田所勘申である。詳細は坂本賞三

表Ⅲ 田 所 機 能 一 覧

No	年月日	西暦	文 書 名	国名	機 能 (備考)	『平安遺文』 No
1	永祚 2. 11. 21	990	大和国柴山寺牒	大和	免除領田制における国司への勘申	341
2	正暦 2. 3. 14	991	大和国使牒	大和	勘文(内容不明)作成(田地帰属相 論の証拠文書として効力弱)	350
3	正暦 5. 9. 9	994	大和国柴山寺牒	大和	免除領田制における国司への勘申	359
4	長保 4. 9. 19	1002	東寺伝法供家牒	丹波	"	428
5	長保 4. 11. 25	1002	大和国柴山寺牒	大和	"	474
6	寛弘 3. 9. 21	1006	大和国柴山寺牒	大和	"	443
7	寛弘 6. 10. 20	1009	大和国柴山寺牒	大和	"	449
8	寛弘 6. 10. 28	1009	東寺伝法供家牒	丹波	"	450
9	寛弘 6. 12. 20	1009	大和国柴山寺牒	大和	"	451
10	長和 2. 11. 9	1013	大和国弘福寺牒	大和	"	473
11	長和 3. 10. 18	1014	宗岡光成解案	和泉	開発申請に対する証判	*1
12	寛仁 1. 9. 25	1017	大和国柴山寺牒	大和	免除領田制における国司への勘申	478
13	治安 1. 9. 27	1021	大和国柴山寺牒	大和	"	484
14	治安 2. 11.	1022	筑前国黒嶋荘立券文案	筑前	立券文案文保管	489
15	万寿 2. 11. 5	1025	大和国柴山寺牒	大和	免除領田制における国司への勘申	503
16	長元 2. 9. 28	1029	大和国柴山寺牒	大和	"	516
17	長久 2. 12.	1041	大和国柴山寺牒	大和	"	595
18	永承 6. 10. 16	1051	豊後国柞原八幡宮々師 仁円解	豊後	国司へ季供田の済例 (=該当田の 地目)作否を勘申〔紛失公驗再得 にともなう免除申請〕	692
19	永承 8. 1.	1053	大和国元興寺三論供家 牒	近江	免除領田制における国司への勘申	698
20	?	?	大和国弘福寺牒案	大和	"	4917
21	康平 2. 3. 25	1059	大和国柴山寺牒	大和	"	925
22	康平 4. 7.	1061	丹波国大山荘坪付案	丹波	荘坪付の保管	970
23	延久 1. 8. 29	1069	筑前国嘉麻郡司解案	筑前	延久荘園整理令により作成された 封田荒熟目録の勘合又は保管	1039
24	応徳 1. 8. 21	1084	筑前国観世音寺牒案	筑前	国司に対する勘出田の帰属勘申カ	1214
25	応徳 3. 7.	1086	東寺領伊勢国川合荘文 書目録案	伊勢	相博の際の田地目調査〔相論の証 拠文書(*2)〕	1249
26	嘉保 3. 5.	1096	日置恒近申文	和泉	論田の帰属を国司に勘申	1999
27	康和 2. 2. 19	1100	丹波国司解案	丹波	田所例文(免田を記載)作成・保管	1426
	康和 2. 8. 16	1100	"	"	"	1433
28	保延 6. 3. 25	1140	近江国香園田数目録	近江	検田所作成の田数目録保管又は田 数確認	5088
29	寿永 2. 7.	1183	散位平兼資解	安芸	在庁公驛田の所在把握	4098

\*1. 河野家所蔵文書 1. (『日本史研究』207)

\*2. 同目録所載の承和2(835).4.15の在国田所判官代等勘定は、同日付民部省符(相博を認めるもの。『平安遺文』58号)の袖の丹勘をさすと考えられるが、この民部省符は東寺と定願寺との相論のために、応徳3(1086)の目録作成からあまりさかのほらないころ東寺側が作成した偽文書と考えられる。(竹内理三:村井康彦著「古代国家解体過程の研究」書評一『史学雑誌』76-7, 1967年一参照)

氏の論稿にゆだね<sup>(27)</sup>、ここでは田所機能として注目すべき点を指摘する。勘申は①基準国図・勘免目録・官符等による申請坪の免否の照合、②諸郡馬上帳による作否の審査によってなされており、現地調査を含まず、純然たる文書審査であること、勘申内容が複数の郡に渡ることを特徴とする。この免除領田制は国衙の国内支配において中心的役割を占める制度ではない。右の田所の活動を国内支配における一般的機能としてとらえ直すならば、基準国図の保管及び諸郡検田所作成の馬上帳<sup>(28)</sup>の集積保管とすることができよう。基準国図は存在を否定する見解もあるが、当該期の国内田地の賦課範囲を示す基本台帳であり、中央政府が国司に対し国内支配を委任したことを端的に示すものと認めうると考える<sup>(30)</sup>。従って田所による基準国図の保管は諸郡検田帳の集積保管とともに、田所が年々の賦課対象田地を一国規模で把握する機能を有した事を示す<sup>(31)</sup>。また、大石氏は田所と郡検田所が密接に関連することを推測されたが、田所による諸郡検田帳の集積保管の事実より見れば、田所は国衙にあって諸郡検田所の機能を概轉する要に位置したと考えられる。これは前記の税所―郡郷収納所の統轄関係と同様の構造を有するものといえる。尚、このような田所―検田所(或いは税所―収納所)の関係については郡検田所において主導権を有する検田使等国使が命令系統上国司に属することは明らかであり、田所(税所)の指揮下にあった徴証はない<sup>(32)</sup>。「所」・国使ともに国守に直屬する機関とする方が実情にあつている。

以上の検討により、田所の主要な機能は在地支配に直接的には関与せず郡検田所を統轉することにより、国内土地支配の中核たることにあつたことが明らかとなつた。従つて田所も副次的に種々の機能を果す。荘田免除・相論・相博の際の田地の地目(免否)帰属調査、

国司への勘申が史料上が所見では圧倒的多数を占めるが(表Ⅲ参照)これも右述の機能を前提とするものであろう。

田所は右の如き文書行政の前提として文書の集積保管を行う場合があつた。表Ⅲ<sup>(34)</sup>により筑前国田所が黒嶋庄立券文案文を保管していたことが知られ、<sup>(35)</sup>には免田が記載された田所例文が見られる。しかし荘田免除申請に荘園領主側が官符、国判を副進している例も多く、<sup>(36)</sup>(<sup>(37)</sup>)この文書保管機能を徹底したものとすることはできないであらう。

#### (調所)

調所は天喜六年(一〇五八)三月十二日丹波国高津郷司解を初見とする。調所の機能を最も良く示す史料は保安五年(一一二四)二月廿九日伊賀国黒田廂司等解の次の文言である。

件官物便補御封之殘、或以見米弁濟國庫、或以輕物進濟調所、但當抽出作官物濟例者、以凡絹一疋見米充二斗、准米充五斗、從往古所弁來也、而當任國宰被致非法之勸納、(中略)而尋當時和市之法、被減納之条、未知其理、就中調所尺以六尺余為一尋之間、四丈絹布者減三丈、多注尺欠、

所當官物のうち見米は國庫(郡郷収納所)<sup>(36)</sup>に、輕物は調所に納めるという原則が存し、輕物で納める場合は米との換算率が定められている。この換算率は郡郷収納所における進未沙汰の際に必要とされるものである<sup>(37)</sup>。この原則は調所による官物収納を示す全ての史料によつて裏づけられる(表Ⅳ)即ち、当時の官物には見米・准米等の税目があるが、この税目にかかわらず現実の納入品目により納入機関が定められ、調所は輕物納入機関であつた。納入にあたり、後の決算に備え、調所において換算値の確認が行われた、とすることが

表IV 調所機能一覽

No.	年月日	西暦	文書名	国名	機能〔納入品目・換算価〕	〔平安遺文〕 No.
1	天喜 6. 3. 12	1058	丹波国高津郷司解	丹波	官物収納〔綿1両、直米9升3合8勺〕	886
2	天喜 6. 8.	1058	丹波国高津郷司解	丹波	官物収納〔召絹9疋、直官米3石6斗 絹1疋、直官米4斗 絹1疋、直官米8斗 細美布1段、直官米2石 細美布6丈、直官米2石〕	893
3	保安 2.	1121	伊賀国則重名官物返抄案	伊賀	官物収納〔麻布1段〕	1941
4	保安 4. 2. 14	1123	伊賀国調所返抄	伊賀	官物(見米代)収納〔麻布4丈、直米2斗7升〕	*1
5	保安 4. 2. 14	1123	伊賀国調所返抄	伊賀	官物(見米代軽物)収納 〔麻布4丈、直(米)2斗7升〕 〔皮剝布2丈、直(米)1斗5升〕	*1
6	保安 4. 2. 14	1123	伊賀国調所返抄	伊賀	官物(見米代)収納〔白布3丈、直米6斗2升〕	*1
7	保安 4. 2. 14	1123	伊賀国調所返抄	伊賀	官物(見米代)収納〔白布4丈、直米4斗〕	1983
8	保安 4. □14 (2力)	1123	伊賀国調所返抄	伊賀	官物(見米代)収納〔皮剝布2丈、直米3斗□〕	1984
9	保安 4. 2. 14	1123	伊賀国調所返抄	伊賀	官物(見米代)収納〔白布3丈、直米4斗〕	1985
10	保安 5. 2. 29	1124	伊賀国黒田袖司等解	伊賀	官物収納、軽物収納機関、計器設定・管理「調所尺」	2007
11	保安5 閏2. 23	1124	東大寺請文案	伊賀	官物収納〔品目不明〕	2009
12	大治 1. 6. 4	1126	黒田荘出作田官物見米代進上状	伊賀	官物収納〔葛布2丈5尺代10疋、定(米)4斗5升〕	2073
13	大治 4. 12. 3	1129	明法家勘文	伊賀	官物収納〔品目不明〕	2147
14	長寛 1. 6. 6	1163	飛驒国調所解	飛驒	計器管理「国斤」「藏人斤」	3257

\*1. 清水久夫・藤本孝一「東洋文庫所蔵『原無題』文書について」(『古代文化』30-9, 1978)

できる。また、軽物納帳の存在が知られるが、調所の台帳であろう。<sup>(38)</sup>

さて、調所は軽物収納機能を有するため、度・衡の計器を管理した。度器については前掲史料に「調所尺」を基準として官物の絹を徴収したことがみえる。衡器については、時期は下がるが長寛元年(一一六三)六月六日飛驒国調所解(表IV④)が挙げられる。これは調所が恐らく国司に国斤が二種類あることにつき弁明するもので、国斤が藏人所斤に規定されていることが知られる。

右の機能を有する調所については次の点が注目される。第一は計器・換算率の操作により、国守の官物増徴策の担い手となっており、第二は恐らく国レベルで設置されたと考えられることである。後者の理由は(1)明らかに郡郷収納所とは別個に置かれていること、(2)構成員が田所・税所と同様目代・判官代で郡郷収納所・検田所が国使・書生・郡郷司により構成されていること異なること、(3)前掲紀伊国郡評院収納所進未勘文<sup>(40)</sup>において、軽物収納機関の返抄が「国返抄」とされており、



大石氏の指摘通り調所と推定しうることを、が挙げられる。

以上、国レベルに設置された国内支配関係の「所」を概観した。これらの「所」が、十一世紀を中心とする時期、国衙にあって諸郡郷支配の中核の役割を、土地・徴税などの各部門別に果たしたことが明らかとなった。これは、九世紀には既に成立していた「所」が、十世紀末に体制化する国使の在地支配と対応して、王朝国家的国内支配機構として再編されたものと考えられる。

## 二 国使

前項において税所・田所が各郡郷収納所・検田所を統轄したことを述べた。郡郷収納所・検田所自体の職掌は大石氏の研究に詳しい。史料上郡郷収納所・検田所を構成した徴証のない国使も多数見られるが、これらは殆ど全て郡郷を単位に検田・収納にあたっており、先の税所・田所との機能上の統轄関係を敷衍しうると考えられる。

さて、現実の郡郷支配場においては、国使が主導権を握り、郡郷司は国使を補佐する者にすぎなかったことを、入間田宣夫氏・大石氏らは主張された。特に入間田氏は両者の関係を「強力な権限をもつが在地に常駐しない国使と明確な権限をもたないが在地における影響力をもつ郡郷司との相互補完関係」とされた。筆者も基本的にこの立場を支持する。しかし両氏の指摘が具体性を欠くため非在地的性格をもつ国使による支配が果して可能であるのかという疑問から批判が提出されている。森田悌・泉谷康夫両氏は「郡司の無実化」・国使の主導性を否定するが、両氏の批判が当たらない事は、第一に十世紀に於る国使による郡司権能吸収の事実(42)に触れられていない点、第二に十一世紀を通じて国使による勘責が広範に見られる反

面、郡郷司の官物・臨時雑役勘責の史料が殆どない事実(44)、第三に大石直正氏が解明された徴税法——負名直納法ともいふべき方法——がかなり広範に行われており、郡郷司の強力な徴税権を無条件に認め得ない点、の三点より明らかである。また、いづれが有力であるかという問いは意味をなさない。むしろ国使の非在地性・権限掌握という郡郷司と対比さるべき性格のもつ意味を具体的活動形態の中から考察すべきであろう。

正暦二年(九九二)の大和国添上郡春日莊田をめぐる東大寺・興福寺の相論をとりあげる。弁定のため現地へ派遣された国使大掾五百井一蔭・東市正藤原元国は「三月七日国符偪、(中略)郡司承知、与使者共弁決言上者、因茲隨身国符、今月十三日到着在地、即可被出各公驗対向之由、牒送両寺已了」と述べており、使者と共に審理すべきことを命ずる郡司宛の国符を国使が帯して現地へ下向したことが知られるが、この符旨の執行形態が注目される。四通の関連文書に見られる経過から、形式的側面で注目すべき点は、国使・郡司間で発給される文書が符・解によらず牒が用いられており、形式上は上下関係にないこと(E)、しかし郡司宛国符を請けて直接行動をしているのは国使であり、(C)(D)(E)郡司には国使牒によって間接的に符旨が伝達されており、実質的には国使の命により行動していること(E)である。職務内容の側面では、国使の役割は両当事者への牒送による関係資料蒐集、それに基づく審理(C)(D)(E)という相論裁定に直接かわる事項である。この相論は東大寺が太政官に提訴したもので、これを請けて国司に「相对公驗、令弁定言上」むべき由の宣旨が下された。従ってここでは判決権は太政官にあり、国使の弁定は、中央から国司が命ぜられた弁定を執行するもので

あった。一方郡司は、国使の命により相論期間中の論田耕作禁止(E)という相論上は付随的であるが、在地の耕作関係において規制力を必要とする役割を担っている。<sup>(47)</sup>

以上のように国使と郡司は職務執行において実質的に上下関係にあるのみならず、明確な機能分担——国司権限の執行と在地における耕作関係の規制——がみられる。そして右のような国衙行政権執行の場において国符の有する機能は郡郷司への命令伝達ではなく、むしろ国司の有する行政権を国使が臨機的に行使するための根拠となるべきものであった。

天喜三年(一〇五五)□廿六日東大寺領丹波国後河荘田堵等解は、国使判官代為奈部兼安が県刀彌郷司使徒類を率い荘内に乱入、国宣鴨頭花紙を勤責したことを東大寺政所へ訴えたものである。この田堵等解には国符が副進されている。これは田村憲美氏の推定の通り郷司あての国役(鴨頭花紙)弁済命令と考えられるが、国符を帯した国使は郷司にこれを伝達するとどまらず、郷司を率い荘田堵に直接提示し勤責を行っている。先の春日庄と同様、国符が国使の職務執行の根拠となっていることが看取される。

後河庄における国役勤責は翌年も行われており、この経過により当該期に一般的に見られる国使の勤責の一断面を知り得る。まず徴税方法をみると、①国使が国守の意をうけ「件花可染進請文」を田堵より勤責、②荘司が交易により東大寺政所を経由して国前「国守自身に直納、③国守の責任において返抄発行(この場合は発行されず)④国使による荘結解受理」という形をとっている。一見して大石直正氏が明らかにされた郡郷收納所の徴税方法に近似していることが知られるが、山野に乱入し、「甚以無為方」といわれる国使勤

責が請文・結解の勤責にとどまり、弁進の為の交易が荘司に委され納入も国役を弁進すべき旨の東大寺政所下文により政所を経由してなされている点に注目したい。荘園領主による荘民編成が進行する中、国司があくまでも国使によって具体化されるべき一國規模支配原理を堅持するという対抗関係を示す徴税方式といえる。ここに見える国使は天喜三年が為奈部兼安、四年が良弘、いずれも在地出身者とされる判官代であるが年毎に交替しており、その役割を見る限りにおいては当該地域に対する恒常的支配、自己の支配圏拡大をめざすものではなく、国守の一國規模支配権の執行者の域を出ない。国司の一國規模支配体系が京下系官人・在地系官人双方を包摂する形で体制化し得ている点を当該期の国内支配機構の特色の一つと看做し得るのではなからうか。<sup>(48)</sup>

右の如き徴税方式を考慮すれば、郡郷司あての免除国符・庁宣は従来の説の如き郡郷司の郡郷内徴税請負いを直ちに示すものではないことは明らかである。郡郷司あてに検田使入部停止を命ずる国符も存在する。郡郷司の免除国符・庁宣の執行とは、在地に常駐しない国使の入部に備え、郡郷司が免除坪の所在を確認するものと考えられる(後述)。

前述の丹波後河荘の例、及び大和国大田丸丸名・伊賀国名張郡の事例などによれば、徴税における国使の現物徴収の割合は概して低率だが多様であり、負名の納入先も多数ある。その中で特定権門への従属化も進行している。負名のおかれている条件はこの様に多様であるが、国使の支配はその勤責が苛酷なものであったとしても農民編成の面では共通してルーズなものであった。負名体制自体土地を媒介とする形で百姓把握するものであり、しかも、現実の耕作関

係・土地所有とは次元を異にする収取制度という性格をもつ。<sup>(57)</sup> 国使の非在地的性格とは負名体制の右の性格と対応するものといえる。一方、国使の権限掌握は王朝国家体制の成立により国司に国内支配権が委任されたことに淵源があった。国使は正に王朝国家的国内支配を具現する存在であった。

### 三 郡郷司

郡郷司は前二者と異なりその存在形態・制度的変遷等に地域的差異が顕著である。先ず個別研究を必要とするところであるが、ここでは本稿の主題に即して、「所」―国使系列との異質性に問題をしほり検討を加える。

周知の如く、当該期既に郡衙は解体しており、再編郡郷毎に一員の郡郷司が置かれていた。<sup>(58)</sup> この郡郷司は既述の「所」―国使という機能別編成に組み込まれず、郡郷に下向した各種国使に対して等しく補佐を行うものであった。郡郷司の職掌とは具体的に如何なるものであったか。

先ず国使の指揮下における検田・收納があげうるが、郡郷司固有の性格をより明確にするため、国使とは別個に、郡郷司単独で、又は在地刀彌とともになされた職務について先に検討する。

第一に、荘園・私領立券があげられる。当該期の立券文は多く郡郷司・刀彌の連署がなされその場合国使の署名が見られない点、十二世紀の荘園立券文と異なる。大僧正雅慶領大和国添上郡今木荘立券は、寛弘八年(一〇一一)十二月□郡郷司あて大僧正房帖をうけて行われた。<sup>(59)</sup> これについては、翌年の当荘をめぐる東大寺と雅慶の相論の際、添上郡司が東大寺に「彼房使威儀師隆万(人名略)等及数

多人人、暗作文書、強責可進署名之由、仍不堪苛責、為避身恥、所進署名也」<sup>(62)</sup>と弁明している。この場合は不当な行為であるが、一般的手続としては、荘園領主の使が郡郷司の許へ直接赴き、郡郷司が当該田地の帰属を確認した上で立券文に署名する、というものであったことが知られる。長元六年(一〇三三)三月十日山城国紀伊郡司解は権大納言家領石原田島を立券するもので郡司解の形をとりながら郡司・刀彌が連署している。この立券も「件御領便田、依有仰事、立券進之状如件」とあるように権大納言の命によりなされた。この二例は共に便田を立券したもので即ち公田であり、この立券により直ちに官物臨時雑役が免除された形跡はない。永承三年(一〇四八)閏正月の伊賀国名張郡深観房名立券は、国宛の大僧都房牒↓郡司宛の国符↓郡司請文(刀彌連署の郡司解)という手続よってなされている。この場合「随開得、令弁済所当官物」<sup>(68)</sup>「依開発功、被免除地子并臨時雑役」とされ、同十七日には斥宣により官物も免除された。しかし国司検田権は排除されていないことは、後に国守藤原公則が「箭川御庄更無宛課雜事(中略)又検田使入検事、更候何煩哉」<sup>(71)</sup>とある通りである。

以上、荘園領主の得た権利によって国守が立券に介入する場合としない場合があったことが知られるが、いずれも立券文に国使の署名はみられず、郡司・刀彌のみによる立券がなされている。このことは当該期の国衙が国内土地所有への統制を行わなくなったことと関連して理解できる。即ち、当該期は、公券による売買が消滅し、私券による売買が出現する時期にあたる。<sup>(72)</sup> 私券売買における在地証判にみられるように、土地所有権の移動における保証機能は新たに在地に形成された在地共同組織を基盤になされている。荘園・私領

立券文における郡司・刀禰の連署はかかる状況から理解しうる。即ち、私領の立券は本来的に、収取の側面を支配の基調とする国衙の統制下になされる職務ではなく、臨時雜役免除など国衙の賦課と関わる場合にのみ、国衙の命令下に立券が行われたと考えられる。また、十二世紀における立券文が、荘園領主の使・国使・郡郷司・荘司などが連署する形式がみられるの(44)に對して、ここでは国使の署判が見られないことについては、その理由として次のように考えられる。即ち、十二世紀の右の形式で行われる荘園立券が一定領域内の国衙行政権を割譲する性格のもとと考えられるの(45)に對し、当該期の立券は先の三例のように多くは国衙行政権を完全に排除しうるものでなかった。そこにおいては郡郷司・刀禰による領有関係の確認と地子その地の得分権の保証で足りたのである。郡郷司は、在地秩序を背景にもつ在地の諸権利の保証者たる性格を有し、これにより国衙とは一応別個に機能する公的機関とされたと考える。当該期の讓状への証判、私領主・荘園領主の地子収取の保証も右の機能から理解しうる。

次に相論勘申を挙げる。(承保力) 三年(一〇七〇)十月十三日の伊賀国名張郡司并刀禰等解案は、国司庁宣により、大中臣助信の私田<sup>(北カ)</sup>と薬師寺別当隆経領との位置関係を勘申するものである。これは「清友か□大木為塚已了」とあるように現地の見聞に基き、田所の勘申が免除に伴う文書審査であったことと対照的である。

第三に検断における日記・証判。長元四年(一〇二二)六月□日左看督長清原兼時解は、逃亡した囚人を伊賀国阿拝郡で討ちとり、自らの失囚の罪の免除を檢非違使庁に申請したものであるが、阿拝郡に下向した兼時が「追捕之間、件頼平<sup>(遠四)</sup>□□以兵仗射戦之間、<sup>(同月)</sup>

廿八日頼平中矢死去了、仍兼時劾頸請在地郡司証判進上」したことが見える。即ち、左看督長兼時は追捕完了に際し在地郡司に直接証判を請い使庁に証拠として提出したのだが、その史料から見る限り国司―国使を介在させていない。長元七年(一〇三四)二月八日播磨国大掾播万貞成解<sup>(80)</sup>において、貞成が檢非違使庁に對して従者近正の無罪を申し立てた際「此程近正の馬が盗品でないこと―筆者―」已在地郡司・刀禰皆所見知」であることを根拠としている。ここでもその証言が在地秩序内にあることに基き、また、国司は介在していないことを確認しうる。長保元年(九九九)八月の城下郡東郷早米使(「国使」藤原良信殺害事件<sup>(81)</sup>においては「郡司并刀禰等申詞記」が国守源孝道に提出され、郡司・刀禰が国司の指揮下で勤亂・証申したことが知られる。即ち国内で起きた事件について国司が追捕を行う場合は郡郷司はその統率下に機能したものと考えられる。

以上により次の二点を指摘できる。第一に国司・檢非違使双方に直接申詞記・証判が提出されているように、郡郷司が必ずしも国司―国使の統率下に機能すべきものではなく、事件により異なる檢断・追捕主体に對して等しく機能した点、第二に郡郷司の職務が在地秩序内にあって在地に発生する諸事件を悉知する存在とされていることに基き、である。

以上の諸機能はいづれも国衙行政権の執行とは次元を異にする公的機能であることを確認しようと思う。齊藤利男氏は右の機能すべてを国使指揮下における国衙行使権執行と看做された。しかし前項でみたように国衙行政執行権は国使が有する。郡郷司の機能は当該期新たに生成されてきた諸権利(私領主権等の保証にあつたとすることができよう。

更に第四の職務として開発申請に対する調査、国司の命による開発権の分付を付け加えねばならない。事例として寛弘九年(一〇一三)二月二十二日和泉国符案にみられる大小田堵への分付、永承三年(一〇四九)閏正月三日の名張郡司あて伊賀国符案にみられる禅林寺座主深鏡領箭川常荒田開発命令、承保二年(一〇七五)の播磨国赤穂郡司秦為辰による久宮保開発が挙げられる。開発認可権は、令制下既に国司が有していたことが知られるが、当該期においても国司が掌握している。当該期の認可・分付手続における郡郷司の役割を伊藤正義氏は前記の事例より開発申請の第一次受理、国司・国衙への調査報告とされた。即ち国司の有する開発権の執行者ということになり、前記三機能が必ずしも国司行政権の執行を意味しなかつたのと異り、郡郷司が固有に有する唯一の国衙行政執行権といえる。その執行形態は、和泉の例にみられる開発坪の耕作権調査・指定、箭川庄における荘園領主に分付された開発権の形式的保証、秦為辰の場合の分付権執行者と開発主体の一致など、開発主体の性格・動向、郡郷司側の政治的・経済的条件により多様であったと考えられる。特に第三の開発主体⇨郡郷司のケースは国司の一国規模支配権を内側から切り崩す要因となりうるもので重要だが、三者は共通して前記の三機能と同様に地耕作関係及び開発により得られる私領主権の保証機能の一環として理解し得ることを指摘しておきたい。

さて、以上の郡郷司の職掌をふまえるならば、郡郷司による国使補佐の理解は容易であろう。先に免除の国符・庁宣が郡郷司宛に発給されたことを見たが、郡郷司の免除執行とは国使入部の際これを「制止」するものであった。坪々の納入先が多数にわたり、耕地の錯雑状態が甚しい当時においては、国使の負名支配にはかくの如き

存在が不可欠であったと考えられる。周知の検田凶師の職務も、現実の一筆一筆の田地を阡陌を誤らず画くことを期待されたものである。

ここで十一世紀後半にみられる郡郷司の官物請負⇨徵稅機能について触れておく。安芸国高田郡司藤原氏の場合が著名である。これにより従来は郷司の郷全域の私領化・在地領主的郡郷司の成立が説かれてきた。官物請負により私領を買得し、この集積私領と「郷務執行」権とが不可分の形で譲与相伝されたことは事実である。しかし郷内全域の私領化による排他的徵稅権を獲得しているとは看做し難いことは、同時期、同郷内に同様の徵稅請負私領集積を大規模に行う丹治近恒の存在によって明らかである。これら売得私領の分布形態及び代納者間の私領売買の事実はこの官物代納行為が郷内徵稅範圍の分割といった制度化されたものではないことを示す。

この安芸国高田郡の場合官物代納により、国使の負名直接支配機能が、大きく後退しつつあることは事実であるが、ここでも徵稅が郡郷司の固有の職権とは看做し難いことは注目に値する。また、彼らの私領経営は著しく不安定であり官物未進すれば国使の勸責を受ける存在であった。私領集積と官物代納との結合は、国使の一国支配を蚕食する要因となるものであるが、権限・経営ともに脆弱であり、これのみでは、国使一国支配に代わりうるものではなかった。

以上で、当該期の郡郷司の職務内容の分析を終える。「所」国使が、国司の負名体制に基く一国規模支配原理を具現したのでに対し、郡郷司の雑多な形で現われる公的機能は共通して新たな形成されつつある在地秩序を背景に、在地の錯綜する各階層の権利を保証するものであった。従って国使統率下における国衙行政執行権の側面に関

しては無権限といえるが、むしろ国衙の行政機能以外の面で、国衙の統率外の機能を有したこと、その異質性に留意する必要がある。両者の異質性その顕現形態は地域的差異が甚しいが、これ以後の国衙国内支配体制の展開を規定する要素となるものと考ええる。

### おわりに

王朝国家期の国衙の支配原理は国司による負名体制を基礎とする一規模の均質な支配の遂行にあった。この原理は在地レベルの土地所有と現実の経営を把握する要素が欠落している点に特徴があったが、このような支配原理の実現に最も適合する機構として、「所」及び国使が国司直属の機関として編成された。即ち、国使は檢田・收納等、部門別に派遣され、「所」もこれに対応する形で部門別に設置され一規模の数量的把握(賦課田数・見作田数、所当額・所済額)を行った。この部門別編成は、国使・「所」がともに国司直属機関であること、国使の非在地的性格とともに、当該期の国衙機構が国司による一規模の均質な支配をめざすものであったことを示している。これは郡郷司等を媒介としない非重層的支配体系といえ、荘園公領制的支配体系が一定領域を単位とする重層的支配体系——「職」の体系——であったことと対比される。このような「所」・国使による一國支配は一見強力であるが在地把握においては甚だ粗漏なものと言わねばならない。在地秩序を背景にもつものとして設置された郡郷司の補佐により円滑に実現するものであった。このように一國規模の国内支配が「所」・国使と郡郷司(及び在地刀禰)という異質な権力のバランスの上に成立していた点が当該期の国内支配の特質であり、荘園公領制の重層的支配体系を準備するものとし

て位置づけようと考える。

荘園公領制下、各単位所領に対する支配は個々の領主単独でこれをなすことが不可能であり、ために重層的支配体系が形成されたとする理解が一般化している。<sup>(97)</sup>この支配体系内の国衙機構のあり方及びそこへの移行過程について全面的に論じる能力は筆者にはないが、本稿の考察結果にもとづき、次の点に注目しておきたい。

先学が明らかにされた通り荘園公領制の進展にともない荘公を超越する高権の成立が要請されたが、保元新制はこのような高権の成立の大きな画期と看做すことができる。<sup>(98)</sup>ここにおいて、国衙は国衙領支配機構たる側面とともに、荘公双方を支配する国家公権を担う機関たる性格をも有し、具体的には大田文の作成・一國平均役の徴収などを行った。<sup>(99)</sup>この大田文の記載については近年菅田慶信氏が国衙領内部の所領構成の実態の分析により、これが高度な政治的作業に基づくものであり、国衙領内部の所領構成とは別次元のものであることを明らかにされた。<sup>(100)</sup>このような性格を有する大田文の作成に多く田所・税所が関与していることは注目に値する。荘園公領制形成にともない、国使による一國規模直接支配が分断された後においても、より抽象的な形で田所・税所が一國レベルの把握機能を継承していたことを看取しうる。このような国衙諸機能は当該期においては世襲化・「職」化がなされている。<sup>(101)</sup>一方、国衙領支配の側面については、菅田氏は当該期の国衙領の所領構成について、給免田と領域性を有する郡郷の二種の別次元の所領が同時に存在したとされた。氏はこの給免田を重視され、一筆一筆の土地所有とは次元の異なる所領であること、給免田設定には国衙在庁の権力編成という政治的意味を有する場合があり免田が在庁官人・供僧・神官の政治的

統合の物的基盤であったことを主張された。郡郷との相互連関等更に追求しなければならぬ問題は多いが、当該期の国衙機構が大田文にみられる如き別名領主の共同権力機関であるとする従来の所説に再検討を迫るものである。本稿で述べた通り王朝国家期の国内支配は異質な二つの要素となっていたが、複雑な様相を見せるこの二要素の展開の一つの帰結として、右の如き国衙領支配体制を理解しうるのではなからうか。在庁等の権力編成の問題も国衙機構のより具体的な検討により迫ることも可能と考える。

以上雑駁な記述に終始し、残された課題は余りに多いが、ここで擧筆することとする。

## 註

- (1) 王朝国家概念を用いた代表的論著に坂本實三『日本王朝国家体制論』(一九七二年)がある。高尾一彦氏(莊園と公領)―歴史学研究会・日本史研究会編『日本歴史講座』第二巻所収、一九五六年以来の研究史については森田悌『研究史 王朝国家』(一九八〇年)参照。
- (2) 高田実「中世初期の国衙機構と郡司層」(東京教育大学文学部紀要『史学研究』六六、一九六八年)、米田雄介「在庁官人制の成立」(『日本史研究』一一八、一九七一年、後「郡司の研究」一九七六年、に再録)、泉谷康夫「平安時代における国衙機構の変化」(『古代文化』三二六、一九七七年)、飯沼賢司「在庁官人制成立の一視角」(『日本社会史研究』二〇、一九七九年)、中原俊章「在庁官人制の成立と展開」(永島福太郎先生退職記念『日本歴史の構造と展開』一九八三年所収)など。
- (3) 石母田正「中世的世界の形成」第四章第二節(一九五〇年)、大山喬平「国衙領における領主制の形成」(『史林』四三一、一九六〇年)、『日本中世農村史の研究』一九七八年に再録)、河音能平「日本封建国家の成立をめぐる二つの階級」(『日本史研究』六〇・六二、一九六二年、

『中世封建制成立史論』一九七一年に再録)など。

(4) 義江彰夫、関幸彦両氏は十一世紀中葉以降を留守所により国務の実質が行われる段階とされ、この段階をもって在庁官人制の成立を説かれる。義江「国衙支配の展開」(新『岩波講座日本歴史』古代四、一九七六年)、『鎌倉幕府地頭職成立史の研究』一九七八年、に再録。関「在国司職」成立に関する覚書(学習院大学文学部『研究年報』二五、一九七八年度)しかし同様の傾向は否定できない。

(5) 大石直正「平安時代の郡郷の收納所、検田所について」(『日本古代・中世史の地方的展開』一九七三年)、以下本稿における大石氏の見解は特にことわりぬ限り、全てこれによる。

(6) 坂本實三前掲書第二編第三章、終章、など。

(7) 入間田「鎌倉前期における領主的土地所有と『百姓』支配的特質」(歴史学研究会別冊特集『歴史認識における人民闘争の視点』一九七二年)。以下ことわりぬ限り入間田氏の見解は全てこれによる。

(8) 莊園公領制概念については網野善彦「莊園公領制の形成と構造」(竹内理三編『土地制度史』I、体系日本史叢書六、一九七三年)参照。近年の研究では五味文彦「莊園公領制の再生産構造」(『日本経済史を学ぶ』(古) 古代・中世一九八二年)。

(9) 斉藤「十一、十二世紀の郡司・刀称と国衙支配」(『日本史研究』二〇五、一九七九年)田村「十、十一世紀における国衙支配の一様相」(『民衆史研究』一八、一九八〇年)、同「十一、十二世紀大和国における国衙領支配と興福寺」(『古文書研究』一九、一九八二年)。以下本稿における斉藤氏の見解は全てこれによる。

(10) 受領国司(以下単に国司という場合は受領国司をさす)の派遣する使の総称として用いる。史料上検田使・收納使・国使・幹了之使等々と見えるものを含む。

(11) 王朝国家体制の成立により対中央関係の機構も整備される。勝山清次「弁済使」の成立について(『日本史研究』一五〇・一五一合併号、

一八七五年)参照。また当該期の国衙軍制については下向井竜彦「王朝国家国衙軍制の構造と展開」(『史学研究』一五一、一九八一年)等を参照。

(12) 個々の制度的変遷等、当該期の諸事象については豊かな研究を有するが、紙幅の都合上、必要最少限触れるにとどめる。甚だ雑駁な論述となるが御宥願いたい。

(13) 日本思想大系八『古代政治社会思想』

(14) 新訂増補国史大系

(15) 古くは竹内理三「在庁官人の武士化」(竹内編『日本封建制立史の研究』一九五五年)、『律令制と貴族政權』II、一九五八年、に再録。一九三七年『史学雑誌』四八一六に「武士発生史上に於ける在庁と留守所の研究」として発表されたもの、吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』(一九五七年四二四頁以下)がある。

(16) 義江註(4)論文、高田(2)論文。受領国司による任用国司の権限吸収については、泉谷康夫「受領国司と任用国司」(『日本歴史』三一六、一九七四年)、富田正弘「平安時代における国司文書について」(京都府立総合資料館『資料館紀要』四、一九七五年参照。但し、西別府元日氏により承和期における国司官長の行政権拡大が、また森田梯、佐藤宗諄両氏によって「所」の九世紀における存在が指摘されている。従って上記二点のみでは王朝国家期における国衙機構再編を説き得ない。(西別府「九世紀中葉における国政基調の転換について」——『日本史研究』一六九、一九七六年、佐藤「律令的地方支配機構の変質」——『平安前期政治史序説』一九七七年、森田「地方行政機構についての考察」——『平安時代政治史研究』一九七八年)。

(17) 出納所は所見が少なく設置形態が不明なので考察から除外した。收納所類似の機能をもつものと考えられる。天喜五年(一〇五七)十二月丹波国高野郷司解(九条家本延喜式卷二裏文書)、『平安遺文』八七九号、以下、平一八七九と略す)、康平元年(一〇五八)十一月近江国雜掌泰安成

解(東大院文書二二、平一九二〇)、『時範記』(『書陵部紀要』一四)承德三年(一〇九九)三月二日条などに見える。

(18) 柞原八幡宮文書(平一三三八)

(19) 久安五年(一一四九)五月六日東大寺僧覺仁・伊賀国目代中原利宗間注記案(東大寺文書四一九〇、平一二六六四)

(20) 紀伊国郡許院收納米帳進未勘文(九条家本延喜式卷八裏文書、平一六七二)、本文書は園田香融氏の復原により、永承三年(一〇四八)の收納米帳(丙帳と呼ばれている)と二通の進未勘文(期後損益帳——甲帳、乙帳)とからなることが明らかになった同氏「古代末期のある徴税文書」(『史泉』三〇、一九六五年、後「日本古代財政史の研究」一九八一年、に再録)。本文に掲げたのは乙帳(永承四年八月二十一日以降作成)の冒頭である。テキストは園田氏が東京国立博物館蔵の原文書により校正したもの(同著書所収)を用いた。また本文書については勝山清次「紀伊国名草郡郡許院收納米帳と進未勘文について」(『三重大学教育学部研究紀要』三三、一九八二年)がある。

(21) 史料[A]には「郡司・郷司・加納田司」とあるが、天治三年(一一二六)正月伊賀国名張郡司解案(根津美術館所蔵文書、平一二〇五八)・天養元年(一一四四)十月二十日鳥羽院庁下文案(狩野亨吉氏所蔵文書、平一二五四)により、同じ伊賀国名張郡において收納使・收納所が郡結解を作成したことを確認できる。郡郷司も郡郷收納所構成員となりうる者であり、本文の様に解釈しうる。

(22) 発給された徴符は返抄と同様の機能をもつ。従って「所済」の項の資料ともなりうる。

(23) 丙帳にみられる材木は原文欠落のため納入先は不明だが勝山氏の推定される通り平井津であろう。註(20)論稿参照。

(24) 高田註(2)論文

(25) 大石直正「平安時代後期の徴税機構と荘園制」(東北学院大学論集『歴史学・地理学』一、一九六〇年)



- (26) 東大寺文書四一(平一)二七九、尚大覚寺文書天長六年(八二九)二月十日根秋友解の序判に田所官人がみえるが明らかに偽文書である。  
鈴木茂男「紀伊國栲田庄図考」(『東京大学史料編纂所報』九、一九七五年)
- (27) 『日本王朝国家体制論』第一編第一章。また平田耿二十世紀の土地制度について(関兎先生還暦記念『日本古代史研究』一九八〇年)はこの制度の存否に関する研究史を整理した上で、存在を認めそのシステムが詳論されている。
- (28) 大石註(5)論文
- (29) 森田悌「平安中期の国図について」『古代文化』二七〇、一九八一年
- (30) ここでは詳細な検討を行うことはできない。佐々木宗雄氏は、「平安中期の土地所有認定について」『日本史研究』二二九、一九八二年)において栲田図が土地所有認定の規準としての役割を有するのに対し基準国図は不輪租範圍を確定することを主目的とし土地所有認定規準とはなしないことから、基準国図の存在を主張された。平田註(28)論文にも同様の指摘がある。田所の勘申が田地賦課範圍にかかわるもの又は論田が不輪租田の場合であったのに対し、郡郷司の勘申が賦課に拘らず私田島に関するものであったことと考えあわせ興味深い。(後述)
- (31) 斎藤利男氏は基準国図保管を在地郡司刀称が行ったとされ、根拠として康和元年(一〇九九)十月十一日左衛門少志中原資清重勅文(東寺百合文書ト、平一四一七)を挙げられたが、そこに見える「文簿」が基準国図を示すものか疑問がある。また史料上郡圖帳が見える(『延長七年九二九七月十四日伊賀國飯野莊大神宮勘注』大東急記念文庫所藏文書、平一三三三など)これについて平田耿二氏は国図と同内容の郡圖帳が作成されたと主張された。ありうることと思うが、郡保管の図が如何なるものかは更に検討する必要がある。基準国図が田所に保管されている事実は動かない。
- (32) 大治二年(一二二七)三月の安芸國高田郡司解に「栗林式拾肆町參段  
康和四年檢注使平大夫」とみえる。もちろん一般化はできないが、田所と  
宗季書生田所大夫兼信」とみえる。もちろん一般化はできないが、田所と  
郡檢田使・書生との関係の一形態を示すものである(嚴島神社文書、平  
一一〇三)。
- (33) 当該期、公驗となる文書が権利保持者へ直接発給される形態が一般化しつつある。(佐藤進一「中世史料論」新『岩波講座日本歴史』別巻二、一九七六年、田村憲美註(49)論文参照)。
- (34) 九条家本延喜式卷二裏文書(平一八八六)
- (35) 中村雅真氏所藏文書(平一〇〇七)
- (36) 承安二年(一一七二)八月伊賀國築瀨莊官物結解案(平一三六〇四)と同三年四月十五日同莊作田官物結解案(平一三六二六、ともに東大寺文書四一七)では國庫と收納使が言い換えられている。
- (37) 大石註(5)論文
- (38) 天仁二年(一一〇九)九月廿六日官勘状案(東大寺文書四一四、平一七二〇)に、國司が前司任中の換算率の証拠文書として前司任の收納帳・輕物帳を太政官に提出したことが見える。
- (39) 目代・判官代その他出納がみえる点、田所・税所と異なるが現物納入機關たることによるものであろう。保安四年(一一三三)二月十四日伊賀國調所返抄(根津美術館所藏文書、平一九八三)等、表IVの④、⑤
- (40) 註(20)文書
- (41) 森田「平安中期郡司の考察」(『平安時代政治史研究』一九七八年)「平安中期郡司についての一考察」として『日本歴史』三一九に一九七四年発表されたもの。泉谷「平安時代における郡司制度の変遷」(『日本古代学論集』一九七九年所収)
- (42) 高田註(2)論文、菅田慶信「中世成立期の郡衙と在地領主」(『歴史』四八、一九七六年)参照。
- (43) 十一世紀を通じて四十八例みられる。
- (44) わずかに長元二年(一〇二九)二月二十三日日大法師深幸解案(愚昧記嘉応二年裏文書、平一五一四、寛治五年(一〇九二)閏七月二十五日

大宰府政所下文書(八幡宇佐宮神領大鏡、平一一二九八)が郡郷司単独の官物・臨時雑役勅責例である。

(45) 正暦二年(九九二)三月十四日大和国使牒(東南院文書三一四〇、平一三五〇)

(46) 正暦二年(九九二)三月十二日大和国使牒(平一三四七——史料[C]、同年月日大中臣良実解案(平一三四八)——史料[D]、同年三月十四日大和国添上郡牒(平一三四九)——史料[E]、同年月日大和国使牒(註45)——史料[F]、(以上全て東南院文書三一四〇)、なお、この相論については下向井龍彦氏が前期王朝国家における権門間相論裁定の典型として手続の分析をされている(「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」『史学研究』一四八、一九八〇年)。

(47) 下向井氏は史料[E]にみえる「所在日記」の作成主体を郡司とされたが、文服から国使と解釈しうる。

(48) 百卷本寺文書九十五号(平一七五六)

(49) 田村「機能上から見た国司文書の変遷」(『日本歴史』三六四、一九七八年)

(50) 天喜四年(一〇五六)七月廿二日丹波国後河莊司等解(百卷本東大寺文書九五、平一八〇八)、同年七月廿三日東大寺政所下文案(東大寺文書四一三八、平一八〇九)

(51) 註(50)後河莊司解

(52) 註(48)文書

(53) 註(51)文書

(54) 当該期の国使が在地系・中央系双方を含むことは大石氏も指摘されている。従来はこれを認めた上で中央系国使の存在を重視してきた。その重要性は否定すべくもないが、国使の機能を見る限り両者に何ら差異が見られないことも注意する必要がある。中原俊章氏は都鄙間交通の面から十一世紀初めまでの受領庁官人を中央系・地方系に峻別することの無意味さを主張されており注目される(中原註②)論文)。

(55) 長和三年(一〇一四)二月十九日筑前国符案(尊勝院文書、平一四七六)

(56) 大石氏は負名による直納を強調される余り進未沙汰を収納所の殆ど唯一の機能とされ、収納使の現物徴収機能を軽視されたが、伊賀国名張郡の如く、収納使による徴税が行われた地域も多いと考える(註35)(36)参照。むしろこの徴税形態の地域的差異が、この後の国衙機構の展開の地域差の一要因となるものと考えられる。

(57) 稻垣泰彦「初期名田の構造」(稻垣・永原慶二編『中世の社会と経済』一九六二年)、同「律令的土地制度の解体」(竹内理三編『土地制度史』I、一九七三年、いづれも稻垣著『日本中世社会史論』(一九八一年に再録)参照)。

(58) 十一世紀初頭に至る郡司制度の変遷については、高田実注②)論文、米田雄介「郡司の研究」(一九七六年)、泉谷康夫註④)論文など。高田実氏が提唱された一員郡司については筆者は本文のように解しているが、泉谷康夫氏、森田梯氏、鈴木国弘氏は郷司と重層的に設置され、郷司を統制するものとされている。ここで詳論する余裕はないが、当該期、一員郡司と郷司の並立は一般化しえず、一員郡司による郷司統轄も、両者の機能上の相異も認め難いと考えている(森田・泉谷注④)論文、鈴木「惣地頭職」成立の歴史的前提」(『日本史研究』一一四、一九七〇年)及び「在地領主制」(一九八〇年)。

(59) 十一世紀の刀禰について、丹生谷哲一氏は十世紀以前の保証刀禰と區別して、新たに形成されてきた「在地法」の担い手たる「在地刀禰」と概念化され、郡司との一体化を指摘された。一方大石直正氏・斎藤利男氏も郡司・在地刀禰の一体化を指摘され、国衙機構の下部機構たる「在地司」概念をもって理解された。しかし、この両者の「一体化」は、田村氏の研究にもある通り、時期、経緯に地域的に差異がある。また、本文で述べるように両者の機能は殆ど同じでありながら、例えば売券の在地証署は在地刀禰が主体であり郡司連署の例が殆どない点、郡郷収納

所、検田所発給文書には逆に在地刀禰が見られない点等、両者の職掌には、本来的な差異があったと考えられる。斎藤利男氏は史料上の「在地郡司」を在地刀禰を含むものと看なされているがなお慎重を期したい。

本文では在地刀禰をとりあげないが、職掌上の相異と、性格の親近性による現実の機能の一体化については、両者の存在形態とともに、尚、別の検討を行わねばならないであろう。丹生谷「在地刀禰の形成と歴史的位位置」―「中世社会の成立と展開」一九七六年、田村註(9)論文。

(60) 法務大僧正雅慶房帖案(東大寺文書四一四六、平一四六〇)。

(61) 赤松俊秀氏は寛弘九年(一〇二二)三月十一日今木莊坪付(東大寺文書四一四六、平一四六三)はこの立券に関連して郡司が作成したものとされた赤松「大和国春日荘について」『古代中世社会経済史研究』一九七二年。

(62) 寛弘九年(一〇二二)八月廿七日東大寺所司等解(保坂潤治氏所蔵文書、平一四六八)。

(63) 神田喜一郎氏旧蔵文書、平一五二三、

(64) 便田が公田であり、公田に於る私領形成の動きを示すものであることとは、泉谷康夫「公田変質の一考察」『歴史評論』一〇六、一九六九年、『律令制度崩壊過程の研究』一九七二年に再録。

(65) 註(66)文書所引永承二年(一〇四七)十月五日房牒

(66) 永承三年閏正月三日伊賀国符案(東大寺文書四一六、平一六五三)

(67) 永承三年閏正月七日伊賀国名張郡司解案(東大寺文書四一六、平一六五五)

(68) 同(66)文書

(69) 同日付伊賀国司宣案(東大寺文書四一六、平一六五八)

(70) 永承四年(一〇四九)九月十日伊賀国公則請文案(東大寺文書四一六、平一六七三)

(72) 五味註(8)論文、斎藤註(9)論文。売買公券については中田薫「売買雑考」『法制史論集』三上、一九四三年)、仲森明正「律令的行政秩

序と土地「売買公券」(「ヒストリア」九二、一九八一年)は土地売買公券を「国家的土地所有の維持と耕管」租税負担者の把握のための地方行政文書」としている。

(73) 丹生谷註(59)論文、田村・斎藤註(9)論文。斎藤氏はこの在地共同組織についてその過渡的性格を強調され、中世村落の段階の「村」住人結合とされた。注目すべき見解である。註(59)の問題とからめ、改めて考えたい。

(74) 保延元年(一一三五)十二月廿九日紀伊国荒河荘檢注帳(高野山文書統宝簡集六十三、平一三三三六、永万二年(一一六六)二月日備後国大田莊立券文案(高野山御影堂文書、平一補一〇六)

(75) 十二世紀の右の形式の立券文については島田次郎「村落」『日本古文學講義』中世編Ⅱ、一九八一年)

(76) 天喜四年(一〇五六)二月廿三日散位藤原実遠所領讓狀(東南院文書四一九、平一七六三)

(77) 承保二年(一〇七五)四月三日珍皇寺所司大衆解案(東寺百合文書イ、平一一一〇)など。

(78) 東大寺文書四一四(平一一三五)

(79) 九条家本延喜式券十二裏文書(平一五二〇)

(80) 九条家本延喜式券四裏文書(平一五二四)

(81) 長保元年(九九九)八月廿七日大和国司解(三条家本北山抄裏文書、平一三八五)

(82) 田中忠三郎氏所蔵文書(平一四六二)

(83) 東大寺文書四一六(平一六五四)

(84) 承保二年(一〇七五)三月十六日赤穂郡司奏為辰解案(平一一〇九)

同年四月廿八日赤穂郡司奏為辰解案(平一一一三)共に東寺百合文書中

(85) 西別府元日「平安初期の政治基調について」『史学研究』一三七、一九七七年)

(86) 伊藤「中世初期の開発と所領形成」『学習院史学』一六、一九八〇年)

(87) 矢川庄の場合、この後の推移をみるならば郡司(当時の名張郡司は猪弘光——註(67)文書)開発主体とは看做し難い。矢川の開発については黒田日出男「私營田領主藤原実遠と『猪鹿の立庭』」(『日本中世開発史の研究』一九八四年)参照。

(88) 入間田氏は勸農權(開発權を含む)について郡司が有していたことを主張された。しかし本文で見た通り郡司が有したのは開発權分付の執行權であり、執行形態も様々で必ずしも郡司が開発主体となるものではなかった。他の勸農の諸要素も全て郡司が權限を有したとすることは無理であろう。勸農の内容については山本隆志「鎌倉時代の勸農と荘園制支配」(『歴史学研究』四四〇、一九七七年)参照。

(89) 正暦三年(九九二)九月二十日大宰府符(石清水文書、平一三五四)

(90) 例を一つ挙げておく。長久四年(一〇四三)十二月二八日、及び翌五年十月七日の山城国乙訓郡司解(平一六一六、六一八、ともに神田喜一郎氏所藏文書)によれば、郡司に坪付を下さないと免除が完了しないこと、国使入勘しない地域では郡司の免除執行は無意味なことが知られる。

(91) 天養元年(一一四四)十月二十日鳥羽院序下文案(狩野亨吉氏蒐集文書十八、平一二五四一)

(92) 松岡久人「郷司の成立について」(『歴史学研究』二二五、一九五八年)、泉谷康夫註(41)論文、永原慶二「日本の中世社会」五六頁(一九六八年)

(93) 註(92)諸論稿参照。

(94) 坂上康俊氏は「安芸国高田郡司藤原氏の所領集積と伝領」(『史学雑誌』九一—九、一九八二年)において、新発見史料を含む多数の売券を整理され、丹治近恒の所領集積が国衙の公文預として、郡・郷司藤原氏の所領集積と平行して行われたことを明らかにされた。

(95) 註(94)論稿付表参照。

(96) 治承四年(一一八〇)九月七日源頼綱請文(岐島野坂文書、平一補一三二)藤原氏の私領経営の脆弱性については註(86)論稿参照。

(97) 入間田「郡地頭職と公田支配」(『日本文化研究所研究報告』別巻第六集一九六八年)同氏註論稿等々、註(98)参照。

(98) 中世史研究のいわゆる第三期の研究、ごく最近の研究として五味註(8)論文、山田渉「中世的土地所有と中世的所有權」(『東アジア世界の再編と民衆意識』一九八三年)が挙げられる。尚、入間田宣夫「中世史研究の新段階」(『新編日本史研究入門』一九八二年)の整理を参照。

(99) 荘園公領制の形成(国司の一国規模支配の変質、直接支配の崩壊ともいえる)。が十一世紀半以降長期に渡り、複雑な様相をみせることは綱野註(8)論文にある通りである。その過程の中で保元新制が大きな意義を有することは綱野氏等々の指摘がある。十一世紀にみられる荘園公領制形成の動きは、未だ国司(国使)による一国支配を轉換させうるものではなかった。従って、筆者は十一世紀中葉を画期として重視する見解(坂本前掲書、同氏「王朝国家の諸国支配に関する一考察」(『史学研究』五十周年記念論叢一九八〇年)には疑問をもっている。

(100) 工藤敬一「鎌倉政権と公家政権」(『講座日本史』2、一九七〇年)

(101) 「大田文と国衙領の所領構成」(『日本古代史研究』一九八〇年)、「中世国衙領の成立に関する一考察」(『山形史学研究』一六、一九八〇年)

(102) 貞応二年(一一三三)三月石見国惣田数注文(益田家文書、「鎌倉遺文」三〇八〇号)など五例存し、「峯相記」(魚澄惣五郎著「班鳩寺と峯相記」所載)に田所による大田文注進が見える。

(103) 安芸国田所の佐伯氏が最も早い例である。職員富士男「安芸国在庁官人」田所氏についての覚書(津田秀夫編「近世國家の成立過程」一九八二年)等参照。

(附記) 本稿脱稿後、飯沼賢司氏「職」とイエの成立」(『歴史学研究』五三四)、勝山清次氏「黒田庄出作田における官物収納をめぐる」(泉谷康夫氏「平国時代の諸国検断について」)ともに「日本政治社会史研究」中)、関孝彦氏「国衙機構の研究」が発表された。この諸成果を生かせなかつた事をお詫びしたい。